平成２５年（フ）第１５９号
千葉県大網白里市南今泉311番地　ハイツカネオカ201
債務者　島﨑　篤志
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市平良字下里1004番地３　さくらこ103号室
債務者　島尻亜希子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第１２８５号
北海道北広島市輝美町７番地１　Ａ９―20
債務者　毛利　祐介
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３３号
札幌市南区川沿12条４丁目６番50号　サンコーハイツＡ―Ｃ号
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１６号
北海道千歳市清水町３丁目22番地の５　レオパレスビッグバレー206号
債務者　駒井　里奈
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２１号
札幌市北区あいの里１条３丁目11番１号
債務者　西山　弘朗
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４８号
札幌市東区本町１条１丁目３番28―105号
債務者　山本　尚子（旧姓長井）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３８号
札幌市豊平区中の島２条２丁目６番17号　第12ハイツノースリバー中の島305号
債務者　佐藤　夕紀（旧姓寺谷）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５９号
札幌市東区北37条東５丁目２番８号　ラァズスクエアＮ37―203号
債務者　前島　　守
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６６０号
札幌市東区北37条東５丁目２番８号　ラァズスクエアＮ37―203号
債務者　前島　亜衣（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８０号
札幌市西区西野３条10丁目３番５号、住民票上の住所北海道小樽市東雲町３番19号
債務者　山下　修身
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２０号
札幌市白石区平和通10丁目北11番３―302号
債務者　安住　崇宏
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３９号
札幌市豊平区平岸１条５丁目１番Ａ３―302号、申立時の住所札幌市豊平区平岸２条８丁目２番６―309号
債務者　高橋みどり
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９２号
札幌市豊平区美園５条４丁目１番20号　シティーコーポカトレ202号
債務者　中橋　明子（旧姓一戸）
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４５号
札幌市中央区南１条西22丁目２番23―601号
債務者　山崎　正幸
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５５号
札幌市手稲区前田４条14丁目２番33号
債務者　浅井　納子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６０号
札幌市清田区平岡２条４丁目３番14号　ジャストイン平岡103号
債務者　濱田　育子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８６号
札幌市白石区北郷７条10丁目１番30―204号
債務者　平松　利之
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部